

十一 発行 日
 十一 発行 価格
 イ 価格競争
 口 入札発行
 非競争入
 札発行
 十二 利率
 十三 経過利子
 の払込み

する。
 平成十六年八月二十五日

額面金額百円につき百円十一銭
 以上のそれぞれの応募価格
 額面金額百円につき百円十二銭

(一) 年〇・八パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算

式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式に
 算出した金額から当該金額に
 百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時に
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率
 を乗じた金額)を控除すること
 ができる。

十四 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う(以

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五			
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期利子		
平成十六年八月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十一年六月二十日	る利息を支払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年六月二十日及び十二月二十